

令和7年豊能町議会9月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和7年9月4日（木）

豊 能 町 議 会

令和7年豊能町議会9月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和7年9月4日（木）
場 所 豊能町役場 大会議室
出席委員 5名
池田 忠史 寺脇 直子 永谷 幸弘
永並 啓 高尾 靖子

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|-----------|--------|--------------|---------|
| 町 長 | 上 浦 登 | 副 町 長 | 高 木 仁 |
| 教 育 長 | 板 倉 忠 | 生活福祉部長 | 小 森 進 |
| こども未来部長 | 仙波英太郎 | 生活福祉部理事兼福祉課長 | 浅 海 毅 |
| 政 策 監 | 大 西 隆樹 | 総 務 部 長 | 入 江 太志 |
| 都市建設部次長 | 田 中 克生 | 住民人権課長 | 萩 原 哲也 |
| 保 險 課 長 | 千歳あや乃 | 健康増進課長 | 岡 本 めぐみ |
| 教育総務課長 | 池 田 拓也 | 義務教育課長 | 峯 亜希子 |
| こども育成課長 | 高 田 浩史 | 生涯学習課長 | 中 谷 匠 |
| 行 財 政 課 長 | 寺 倉 義浩 | 保険課課長補佐 | 加 藤 剛志 |

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 岡 篤史

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和7年豊能町議会9月定例会議付託案件について

- ・ 第46号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・ 第47号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・ 第49号議案 豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件
- ・ 第50号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件（関係部分のみ）
- ・ 第51号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

先日からちょっと熊の目撃情報がいろいろありまして、東地区のほうでも木代のほうであったり希望ヶ丘のほうであったりということがあって、学校のほうはですね、集団下校の対応であったりとかですね、あとなんか鈴を配っていただいています。

そういった対応もしていただいています、その都度都度、急な対応でもいろいろしていただいておりますので、今後もそういった対応をしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

では、座らせていただきます。

ただいまの出席委員は5名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして町長より御挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会では、第46号議案、第47号議案、第49号議案、第50号議案の関係部分、そして第51号議案につきまして審査をいただくこととなっております。

詳細に御審査いただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

はい。加藤課長補佐。

○保険課課長補佐（加藤剛志君）

はい、皆さんおはようございます。

保険課の加藤でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

まずちょっとお時間をちょうだいいたしましてですね、先日の決算特別委員会におきまして第5号認定、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定の御審査の中で池田委員より、質問をいただきました件につきましてお答えをさせていただきます。

御質問いただきました内容、認定者数、現在の認定者数に対するサービスの利用率はいかほどですかというところでございましたので、利用率についてお答えをさせていただきます。

基準日としまして令和7年の3月末日時点の、つまり3月の給付というところでの数字でございます。よろしくお願い致します。

全体の認定者1,625名でいらっしゃいます。

そのうち要支援者、つまり要支援1と2の認定を受けていらっしゃる方、こちらがですね、人数が748名いらっしゃいます。

要介護の認定1から5までの要介護認定を受けていらっしゃる方は877名、合計しまして1,625名でございます。

そのうちですね、要支援者のうちでサービスを受けられた方の、受給率はですね34.8%で、要介護者の受給率、1から5の方にしましては83.9%でございます。

ちなみにですね、参考にはなりますが、全国と大阪府のですね、受給率をですね、申し上げますと、全国で言いますと76.1%で大阪府は73.3%、先ほど申し上げました要支援、要介護をですね合わせますとですね、本町としましては61.3%の利用率でござ

ざいます。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

ありがとうございます。

では、これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

1. 令和7年豊能町議会9月定例議会付託案件についてを議題といたします。

まず、第46号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

おはようございます。

それでは第46号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、議案書、改正案文新旧対照表及び概要書に沿って御説明いたします。

着座にて失礼します。

まず概要書及び新旧対照表を御覧ください。

本件の改正の理由につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、条例の改正概要について御説明いたします。

当該条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、市町村は特定地域型保育事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、

市町村の基準は内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めるものとされています。

今般の府令改正に伴い、当該条例についても府令と同様の改正を行うものです。

なお今回の条例改正の対象としている特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援法により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことと規定されています。

ただし、今回の条例改正対象部分については、条例の規定により、居宅訪問型保育事業は除かれています。

また、今回の条例改正によって影響を受ける町内事業者は、現在のところ該当はございません。

主な条例改正の内容については次のとおりです。

条例第42条第2項において、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。

すなわち、町長が特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件のすべてを満たすと認めるときは、条例第42条第1項第1号に規定する保育内容支援を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

また、条例第42条第3項において、保育内容支援連携協力者の定義を規定いたします。

次に、条例第42条第4項においては、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。

すなわち、町長が特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件を満たすときは、代替保育を実施しないこととすることができる旨を

規定するものです。

また、条例第 42 条第 5 項において、代替保育連携協力者の定義を規定いたします。

次に、附則第 5 項において、条例施行日から 10 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとしていた経過措置の適用期間を 15 年に延長いたします。

その他参考とする事項として、施行期日は公布の日としますが、国の基準改正に合わせて、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものとします。

次に 16 ページの議案書を御覧ください。

第 46 号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件です。

提案理由は先ほど御説明したとおりです。

続いて 17 ページの改正案文を御覧ください。

改正の主な内容は先ほど概要書で説明したとおりです。

説明は以上でございます。

御審査の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

おはようございます。

今御説明いただいたところでは、該当の施設がないということなんですけれども、実際、子どもたちが待機児童、待機的な、幼児 1・2 歳の人たちが入りたくても入れないというような事態が起きたら困るんじゃないかと思うんですが、その場合、どうしてもいう場合どのような格好になるんでしょうかね。

今の現在の保育所で、実際できるのかどうかその点のことをどうお考えなのかお聞

かせください。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この子ども・子育てに関する新制度で国のほうが整備をした際に、一定、新たな保育所、認定こども園等の施設はつくらずに、例えば圏域で、あるいは広くてですね、既存の施設を有効に活用するという方針が示されております。ですので豊能町でも、実際にゼロ歳、1 歳辺りで入所できない方っていうのも、待機の場合もあるんですけども、その場合には近隣のところを利用してということになるかと思えます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

施設がなくて混乱を招いたときは、町長がやることをしなくてもいいというふうな判断も、できるようになっているんですが。

そのときの適切な判断の大事なことだと思うんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい。今委員の御質問いただいた件でございますが、私ども豊能町としましてはですね、子どもたちをしっかりとですね、地域で育ていきたいというのはベースにございますので、そういう状況になりましたらですね、しっかりと教育委員会と協議しながらですね、できたら、町内でですね、何とかできることがあればしたいなと思っておりますが、今担当課長が答えましたようなところもですね、視野に入れながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

ありがとうございます。

素敵な回答をいただきました。

切れ目のない子育て施策ということもうたっておられるので、その点は十分に慎重にね、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。

町内において該当する施設はないんですけども、これまでこういう施設をつくらうと思った方が町教育委員会かどうか分かりませんが、何かご相談なり、そういうことを過去にあったかのか、それについてお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回の条例で掲げてます特定地域型保育事業者の中の居宅訪問型保育事業者にはなるんですが、実は法で定める認可施設ではないんですが、認可外の施設としてこの居宅訪問型を届け出される方というのは相談が1件ございました。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかはございませんか。

○委員（高尾靖子君）

高尾委員。

今、高田課長が御答弁いただいたんですけど、1件あったということでは、今の現状を御説明されて、今はそういうことはできないというふうにおっしゃったのかその辺をどのように回答されてるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

認可外の施設ではございますが、市町村への届出が必要ということで、現在審査をしておるところでございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

審査の時期というのは来年始まるまでの話なのか、その辺はどのような、時期的なことはお考えなんですか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

おそらく近々に結果が出るものと考えております。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

それでは、第 47 号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、議案書、改正案文、新旧対照表及び概要書に沿って説明いたします。

着座にて失礼します。

まず、概要書及び新旧対照表を御覧ください。

本件の改正の理由につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、条例の改正概要について御説明いたします。

当該条例につきましては、児童福祉法の規定により、市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めるものとされています。

今般の省令改正に伴い、当該条例についても省令と同様の改正を行うものです。

なお、今回の条例改正の対象としている家庭的保育事業とは、児童福祉法により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のものと規定されています。

ただし、今回の条例改正対象部分については、条例の規定により、居宅訪問型保育事業は除かれています。

また、今回の条例改正によって影響を受ける町内事業者は現在のところ該当がございません。

主な条例改正の内容については次のとおりです。

条例第 7 条第 2 項において、保育内容支

援の実施に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。

すなわち、町長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件のすべてを満たすと認めるときは、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する保育内容支援を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

また、条例第 7 条第 3 項において、保育内容支援連携協力者の定義を規定いたします。

次に、条例第 7 条第 4 項において、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定の見直しを行います。

すなわち、町長が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件を満たすときは、代替保育を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

また、条例第 7 条第 5 項において、代替保育連携協力者の定義を規定いたします。

次に、附則第 4 項において、条例施行日から 10 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとしていた経過措置の適用期間を 15 年に延長いたします。

その他参考とする事項として、施行期日は公布の日としますが、国の基準改正に合わせて、令和 7 年 4 月 1 日から、適用するものとします。

次に 19 ページの議案書を御覧ください。

第 47 号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件です。

提案理由は先ほど御説明したとおりです。

続いて 20 ページの改正案文を御覧ください。

改正の主な内容は先ほど概要書で説明し

たとおりです。

説明は以上でございます。

御審査の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより、本件に対する質疑を行います。
永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

この条例の施行の日から起算して10年から15年を経過するに年数が変わるんですけど、これの要因というのは、もし分かればお伺いしたいんですけど、10年から15年に、延長されるということについての要因は何かということですけど、もし分かればお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この延長している箇所といたしますが連携施設の確保に関する部分でございまして、もともとこの条例に関しましては、家庭的保育事業等ということでございますので、比較的小規模の事業所に関する規定をしているところでございます。

小規模の保育事業所等は、保育・教育を実施するに当たって、できるだけ大きな、幼稚園、保育所、認定こども園を連携施設として確保するのが、そもそも望ましいということを規定したところですけども、実際それが、確保がままならないという場合が継続している。

一方で、小規模の保育事業所でも、保育を続けていくことが必要という観点から、さらに5年を追加したものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

猶予与えるという形でいいんでしょうか。
お願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。委員のおっしゃるとおりだと考えております。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に第49号議案、豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

第49号議案、豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件につきまして御説明申し上げます。

着座にて説明いたします。

議案書の24ページを御覧ください。

提案理由は、設立当初と比較し、町内に民間によるデイサービス等事業所が整備され、サービス供給体制が充足していること

などを踏まえ、公設によるデイサービス事業の役割を終えたと判断し、条例を廃止するものでございます。

本町で運営しております、生き生きデイサービスセンターは、地域密着型通所介護という定員 18 人以下の小規模なデイサービスです。

入浴や食事などの介護支援や機能訓練、レクリエーションを楽しむ時間などを日帰りの時間帯の中で提供するサービスです。

本町では、介護保険制度が開始される前の平成 6 年 4 月に町の直営により事業を開始しました。

その後、平成 12 年度の介護保険制度開始以降は業務委託や指定管理も活用しながら、公設民営の事業所として運営を行ってまいりましたが、この間、町内におきましては、民間の事業者による整備が進み介護保険制度開始当時と比較して、事業所数、定員総数ともに大幅に増加してきたところで、公営施設としての役割を終えたと考えております。

また、施設の老朽化に伴い、今後、施設整備の維持管理に多額の出費が見込まれることから、指定管理制度の協定が最終年度となる今年度末をもって、事業を廃止したいと考え、本条例を提案させていただいているところでございます。

議案書 25 ページを御覧ください。

豊能町立老人デイサービスセンター条例を廃止する条例。

豊能町立老人デイサービスセンター条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

御説明ありがとうございます。

確かに民間の業者も増えてきたと思うんですけども、一番身近な豊能町でね、デイサービス「生き生きふれあいセンター」、これは利用しやすい施設だと思っておりました。

今現在は全くもう利用者がいない、まだいらっしやって、来年 4 月にはこうなるんだいう、もう御説明もされているということなんですか。

お聞きいたします。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

現在、月とか年度によってちょっと人数ばらつきがございますが、おおむね 30 名から 40 名程度の登録がありまして、そのうち 1 日平均で言いますと 13.6 人の方が利用されていらっしやいます。

こちらの方々については、今のところはまだ廃止は決定しておりませんので、まだお知らせはしておりません。

今回の御決定いただきまして、廃止が決定しましたら、まず利用者の方へ説明、またその御利用者さんを担当しているケアマネ事業所さんへの説明も必要になりますので、こちらを御説明した後に、お一人ずつ御希望を聞いて、変更先といたしますか、そういったものを調整したいというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今先ほども御説明がありましたけれども、

介護認定の方も増えてきているという話がありましたけれども、業者の方に、振っていくということになると思いますけれども、その点は十分に説明しないと、あふれ出て、それこそ遠くへ行かないといけないようなリハビリとかになると本当に困ると思いますのでね。

その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

豊能町内に事業所が複数ありまして、これは件数も増えてきましたので、定員の総数としては十分に確保されているというふうに考えております。

デイサービスは基本的に送迎がついたサービスになりますので、多少送迎の時間が延びたりっていうことは可能性としてあるかなというふうに思うんですけれども、そこはお一人ずつの御希望等をお伺いして、どこへ移っていただくのがいいのかというのは、御相談に応じながら対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

はい。高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

ありがとうございます。

初めて利用される方はどこがいいのか本当に分からないね。またその施設がその人に合うのかどうかいうのもね、やはりあると思うんですけれども。

デイサービス1日行ったらしんどくて嫌だとか、いろいろ利用者にとってもね、そういう考えも出てくると思うんですけれど、そこんどこ丁寧だね、今おっしゃったようにしていただきたいなと思うんですね。希望のところが入れるかどうかというのはそれはあんまり勝手なこと言えないんだ

と思うんですけれども、そこは丁寧な説明で皆さんが利用できるようにね。落ちこぼれのないようにですね、町内の施設について利用できるような状況をぜひ作り出して、行っていただきたいと思います。

これからも増えていくと思いますのでね、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

はい。永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

協議会も2回とられまして、今回、今議会で補正予算出ています。

この辺の流れなんですけど他市町さんですね、北摂7市3町とか府内とかですね。

そういう流れはこういう流れに多く出ているのかどうか、またどこか調査されてですね、こういう方針になったのかどうかその点についてお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

公設のデイサービスというのはちょっと申し訳ありません。

他市町村については、詳細ちょっと把握しておりませんが、基本的にいろんな事業が公設であったものが民間に移行していくというのは、全体的な流れとしてあるかなというふうに考えております。

今回は廃止ということを検討するに至っては、町内の定員の総数と、あと利用者さんの状況を踏まえて、もう役割を終えたというふうなところで判断して進めているところでございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

先ほどからちょっと通所されてる方の状況は環境変わりますので、それちょっと私も心配なんかと思うんですけども、恐らくその通所されてる方と、今現在おられる職員さんとの間のどういいますか、密度の高い交流がなされてですね、安心して行かれてるんですけども、今後は当然そこからバラバラになるのか1箇所になるのか分かりませんが、その辺のサポートについてはどのようにお考えですか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

こちらの移っていただく先につきましては、デイサービス、各事業所においては、見学等も随時実施されておりますので、御希望があればそういったことも対応していただけるように、町内の事業所さんには御説明して、お願いしていきたいと思っております。

○委員長（池田忠史君）

はい。永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

慣ればね、上手いこと仲良くなれると思うんでその点だけちょっと気になりますので、今後とも努力のほうよろしくお願いします。

要望でございます。

○委員長（池田忠史君）

ほか。はい。寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

今回は公設によるデイサービス事業の役割を終えたということで廃止するという事なんですけども、このデイサービスの公設をもう廃止するという事なんですけど、民間との、どういう違いがあるのか伺います。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

公営か民営かというところですけども、こちらはサービスの提供する実施主体の違いでありまして、指定に関する基準については統一されておりますので、公設だからここを基準がこう変わるとか、そういったことはございません。

基準は同一のもので、運営ということになっております。

○委員長（池田忠史君）

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

基準は同一ということで今伺ったんですけども、公設とその民間のサービスの何か内容は何か大きく変わる事とかあるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

今運営されているデイサービスの事業所、それぞれにいろんな特色を打ち出して事業実施されております。

ただ、公設だからこういうサービス、民間だからこういうサービスということではなく、民間の中でも、例えばリハビリに強化している事業所もあれば、滞在するデイサービスの施設の中でゆっくり過ごしていただけるような特色で運営されてるところもありまして、それは民間同士でも、いろんな違いがございます。

今回廃止になりますけれども、この生き生き老人デイサービスはどちらかということ、施設内でゆったり過ごしていただきながら、いろんな日々のレクリエーションを用意してそういうプログラムに参加していただくということで、そういうところを気に入っ

て利用されてる方が多いというふうに思っておりますので、移転先につきましても、そういったところを中心にしながら、お一人ずつの御希望をお伺いしていきたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

今回、公設のデイサービスの廃止して、民間にということなので、サービスの内容の答弁がありました、ゆったり過ごしたいという方が多いということですので、移転についてもですね、丁寧に皆さんが御希望されるところにできるだけ移れるように取り組んで行って欲しいと思います。

要望です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

すいません。もう1点お聞きしときたいと思います。

デイサービスでは豊能町の条例廃止いうことになっているんですが、町職員として誇りを持って働いてきておられた、この職員の方についての身分の保障っていうのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

こちらのデイサービスにつきましては、豊能町立ではあるんですけども、指定管理制度を活用して運営しておりますので、現在は社会福祉法人が運営しております。

廃止後なんですけれども、廃止後は法人内で職場の異動とかそういった形で対応されるものというふうに想定しております。

○委員長（池田忠史君）

すいません。ちょっと私から先ほど高尾

委員が聞かれた中で、人力的に受け入れの許容範囲はあるというお話がありまして、ただですね、施設にもよりますけれども、大体利用者っていうのは、曜日とか時間指定で同じときに使われる方々が多いと思うんですよ。

であれば、こちらで使われている方がその曜日・時間の枠にはもう収まらないとかいう場合には、使えなくなる可能性も無きにしても非ずだという考え方もあるんですけど、その辺はどう考えておられますか。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

時間・曜日も、全く同じ形で移っていただくというのは、現実的にはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

ですのでお一人ずつ御都合の良い時間とか、そういったものも含めて、お1人ずつの状況を確認して調整していきたいというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

大丈夫です。

ほか。はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

廃止なんで、慎重にならないといけないかなと思ってるんですけど、やはり資料がちょっと足りないかなと、もう少しその充足しているとかではなくて、具体的にどれくらい増えたのか。

そして、具体的に介護認定受けてる方がこれくらいで同じような通所でこのような施設が周りにどれくらいあって、その受け入れ体制はどれくらいの人数がいけるのか。そしてこれが高齢化がトップの豊能町、ですから、何回もモデルケースになるよっていうようなことを言ってますよね。そういった中でこういう、将来的に見てそれが対応できるのか、やはりもうちょっと数字

を示していただかないと、ふわっとこう、当初より増えてきたからもう役割を終えたとかではなくて、当初はこれくらいしかなかったけども、今これくらいになったんで、もう十分いけますと、この施設の利用者数は大体これくらいの方がターゲットになりますけど、他市町村の比較をしてもこれくらいの利用者なんで、十分、今ある施設の町内の同じような施設で対応できますとか、そこら辺の数字をもうちょっと示していただけますか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

現在、豊能町内にはこの生き生きデイサービス含めまして 11 箇所のデイサービスがございます。

定員の総数は 192 人、これが 3 期前の平成 27 年度の数字では定員が 154 名だったところで、こういった伸びになっております。

現在のちょっとこのデイサービスをやっていく上で課題となりますのが、デイサービス全体の稼働率でございます。

こちらは各デイサービスからも稼働率が低いときに、どう対応していったらいいのかっていう御相談をこれまでも各事業所からもいただいております、現在デイサービス全体の稼働率が 69.5%となっております。

安定的に運営していくためには、稼働率 80%以上、80%で何とかやっていけるっていうふうに一般的には言われておまして、各事業所の御意見も伺うと、やはり同じように考えていらっしゃる方が多いというふうに思っております。

今回、各事業所にそういった利用状況を確認させていただいたんですけれども、平均 69.5%と言いつつ、その中でも、結構差

がありますので、稼働率としてなかなか運営が難しくなっている事業所も複数あるのかなというふうに思っております。

今回その生き生き老人デイサービスセンターを廃止するというので、そういった全体の稼働率のアップにもつながるかなというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

すいません。今が充足しているという数字は 192 名ということで、そしたら実際この施設を同様に利用される介護認定を受けておられる方の対象者数がどれくらいあって、さっきのサービスの利用数は言われますよね。そしたら介護認定を受けておられる方がどれくらい総数いるのかということですよ。それで利用稼働率のことをおっしゃられましたけど、それは今後の豊能町の高齢化を踏まえてもこれでいけるという判断でいいんですね。結構僕が聞いているのは、これくらいのことで介護認定を受けてデイサービス行っているの、みたいな人結構いるんですよ。なんかこういうことをまずまだこの制度自体を、知られていない、知らない高齢者の方って結構いはるんですね。何か本当に介護を受けて全部も何もできなくなったら受けるんだぐらいの人もいるし、そしたらそれをどんどん PR していくっていうことは、もうおのずと増えていくかなっていうことが懸念されるわけですよ。

この稼働率が少ない背景に PR 不足かなっていうところもあるんですけど、そこら辺は耐え得るっていう判断でよろしいですね。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

介護保険の全体のサービスの傾向としまして、今やはり伸びているのは、訪問系のサービスが伸びております。またその中でも、医療系とかそういったものが望まれているのかなという全体的な傾向がございます。

この中で、デイサービスなんですけれども、認定者数というのは一定多くいらっしゃるんですけれども、介護保険のサービスについては、もちろん、お一人ずつの御希望にしたがって利用していただくんですけれども、必ずケアマネージャーという担当がつかましまして、その方の御希望も聞きながら、ケアマネージャーとしてその方に必要なサービスは何かという御助言もされながら、サービス内容を決めてまいります。

そういったことを踏まえてますので、そのデイサービスというのはすごく基本的な割と一般的によく知られてるサービスでもございますので、例えば知り合いの人から、あそこのデイサービス行ってよかったから、どうですか、っていうようなことで、情報もかなり行き渡っているというふうに感じておまして、そこにケアマネージャーの専門的な助言が入るということですので、周知に関しては、一定行き渡っているのかなというふうに考えております。

その中でも傾向として、そういう訪問系が伸びているというところもございまして、将来的なことにつきましては、もちろん将来的なので未知数ではあるんですけれども、現在の傾向を見ますと、問題はないかなというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

認定を受けたらケアマネさんつくんですけど、その介護認定を受ける手前の人が潜

在的に多い。

私のところもそうですけど、例えば病気で入院をしました、そこでいろいろと説明は受けるんですよ。それまで健康で普通にいた人たちは、もうそもそも介護認定自体を受ける機会がない。何か入院してそういうことを言われて病院の方から、こういうサービスがあるんで退院してからこういうことをしてくださいね、ってどっちかという病院から情報もらうような感じですよ。

それで初めて介護認定を受けて、そしたらそこからはこういうことができるんだっていうことが伝わるんですけど。

普通に今健康でおられて、ちょっと足痛いかなというのと多分受けてないんですよ。認定すら受けてない。

そういう人たちがどんどんこれから高齢化が進んでいって広まった時の話なんで、そこら辺のPRはこれからどういうふうに考えておられますか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

まず介護保険の制度に関する周知なんですけれども、こちらは毎年、例えば保険料の御案内のときに、チラシを同封させていただいて、こういうサービスっていう。

それはとてもシンプルな内容ではあるんですけれども、そういったことをまず必ず毎年はする機会があるというふうに思っております。

また、実際それを見られて、私何か使えるものありますかとか、御近所の方で、こういう該当するような方がいらっしゃるんですけどもどうだろうかという御相談も包括支援センターの方にいただいておりますので、そういったことも通

じながら、今後も周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

うん、当然周知には努めてもらいたいんですけど、その現状を把握する上で例えば高齢化の伸びはこれくらいです。介護認定の割合も同じように、全国的な流れで、認定者数も同じような割合です、なのか、それとも豊能町はすごく少ないのか。少なかったらもしかしたら周知の方法、その原因は把握・判断していかないと駄目ですよ。

そこら辺をちょっと確認してるんで、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

生活福祉部の小森でございます。

永並委員からは再三その辺の質問もいただいているかなと思います。

先ほど課長申し上げましたとおり、当然いろいろ私どもとしましては、いろんな場面で、この制度の案内でありますとか内容でありますとか、これ日々業務としてやらせていただいているつもりでございます。

おっしゃっていただいたとおり、何か自分の体に異常が起きて病院ないし入院をした場合に、その機関の方が丁寧に御案内いただく場合もございます。

それはその案内をいただくだけではなくて、その例えば病院でしたら、地域の医療の連携室というのがございまして、我々の包括支援センターに連絡が入り、その方の状況についてお聞きしながら進めていくというケースもございます。

本題に入りますけれども先ほど言ってい

ただきました、利用率とか認定者数につきましては先ほどちょっと冒頭のほうで加藤のほうから、御案内させていただきましたが、全国的な傾向といたしましては、豊能町におきまして、高齢化率は高いものの、認定者については、他の自治体と比べたら全国的にも少ないという傾向でございます。

これは確かにおっしゃるような一面といたしましては、周知が足りない部分も要因としては若干あるかなと思うんですけども、やはりその地域地域にお住まいの住民の方のやはり健康状態であるとか、その健康の意識の問題であるとか、その辺が大きく影響してくるのも要因かなと思っております。

私どもそれにあぐらをかくつもりはございませんが、確かに健康な時期から、自分がそういうふうな状況になったらどういうふうにしたらいいのか、当然介護保険の部分もあるでしょうし、健康保険の部分もあると思います。

ですので我々としては、そういうような状況になってからということでもなくて、やはりそういう以前の段階から、できる方法としましては、私ら持ち合わせてるツールをいっぱい使うんですけども、例えば何かのイベントの機会にそういう講座を設けたりですね、そういうことについてもしっかりお示ししながら、予防であるとか、後の話、これを必要なとき以外のときにも何かする手段ということはいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

他市町村より認定者数なりが低いっていうのはすごいいいことかなと思います。

それで、後期高齢者医療のほうでも、豊

能町の検診率がトップかな断トツでトップなんですよ。

30 何%を受けて他市町村と 10%ぐらい開いてのトップであったんで、後期高齢者の担当の方もおっしゃられてたのは、一つ熱心な医療機関の先生が一生懸命案内してくださるっていうことを分かってはるんですよ。

ていうことはどういうことかという行政のPRではなくて、その医療機関の先生とかが熱心にすると増えていく、おかげで増えることによってその健康状態が分かって、いろいろ未然に介護にならずに健康に保たれているのかなと思うんで、やはり行政としてもそこら辺のPRっていうものは、もっと積極的に連携してでもいいし、今部長おっしゃられたようにいろんな場面でそれをしていただきたいとはそれは思います。

それであと1点気になるのは、公設民営のところは複数あったら、閉鎖するっていうのも僕はすんなり行くんですけど、一つしかないですよ。

デイサービス事業者がここの施設ももともととしてたところが、やめて、それで今のところが入られてるような感じで、豊能町において競争が全くないような状態がいろんな分野で続いているかなと思うんですけど、ここをやめられて多分他の同じ名前は違うけど同じところは他にありますんで、そちらに吸収されていくのかなという印象はあるんですけど、そういったところで、行政側がチェック体制とか、そういったところは全然問題ないと、もう任せていても全然大丈夫で、すぐにノウハウもそれなりには公設民営でそれなりにしてきたんで、培われているんで、チェックはできますよっていうところでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

今御指摘いただいた点につきましては非常に大事なものでございます。

私ども保健福祉センターといたしましては、サービスがあるからそれでいいやんとかいう話にはならないと思ってます。

当然ながら、そのサービスの質であるとか、そういう部分についても十分大事なのかなと思ってます。

私ども直接サービスの体系によっては直接、この間のこの議会の中でも出てまいりましたが直接監査といたしますか、中に入る部分もあるんですけども、それ以外にも、大阪府の目であったり、広域福祉課であったりという目が入りまして監査、当然行われています。

私もそういう机上でやる、そういうのも大事なんですけども、やっぱりそのサービスを利用されてる方はどういうふうに思っておられるかということなんですけど、ここはなかなか直接お聞きすること、場面がないんですけども。私ども介護保険のボランティア的な感じで委員さんに入っていたり、施設の方に直接利用者の方とお話する機会もつくったりしてます。

そういった中で、表向き私どもについてはしっかりやっていただいていると思うんですけども、実際利用者の方はどういうふうに利用されてるかと思ってるかという確認する場面も全体ではないんですけどそういう場面も一場面あります。

私どもはそういうのもしっかり耳を傾けながら、どうなのかというお話をさせていただくことになると思います。

今回、おっしゃるようになりますね当初は直営で事業を展開してまいりましたが、その後、委託、それから指定管理におきまして、現在、社会福祉法人の方に指定管理として

運営していただいていた。

今後の話につきましてはおっしゃとおり、その社会福祉法人が運営されている他のデイサービスに行かれるケースもこれあると思います。

わたしども、この話がある前にですね、現在、指定管理をしていただいている社会福祉法人さんのほうにちょっとお話をさせていただきました。

僕はまず心配しましたのは、まず、利用されてる方はその場所に魅力を感じられてるのか、どうなんでしょうかねっていうお話させてもらいました。

法人さんのほうにお聞きしますと、やはりその場所よりもそこでお世話していただく職員さんのほうが、そこが大事だということもお聞きしています。

私どもそれをちょっと最終的に誘導していくわけじゃないんですけれども、先ほどもありましたように、そこで指定管理している法人の職員さん、法人内の、また施設のほうに戻られるということもお聞きしてるんですが、そここのところは逆に言うと、今まで毎日、日々利用してたサービスしていただいた職員さんが場面は変わるけれどもデイサービスを利用するという場面も当然想定されると思います。

今回全く白紙の状態でなくなって、その利用された方が非常に困ると思うんですけれども、そういった部分がございますので、逆に言うとそういう安心面もあるということも担保できるのかなと思ってます。

ちょっとお答えになったか分からないんですが、以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

稼働率がちょっと 69.5%でちょっと悪いっていうところは、もうちょっと上げてい

くほうがいいんだろうなど。それで豊能町のような高齢化した町なんでもっとデイサービスが撤退することがあるんだっていうほうが驚きなんですよ。

ほとんど1社のところしかなくなりつつあるんで、やはりもうちょっとこう複数のところが参画できるような、そのためにはやはり予防的なデイサービスみたいなものもありますからそういったところでも一応高齢になったら介護認定というものを受けていろいろこういうサービスをして健康を維持していきましょみたいな発信の仕方っていうのは非常に行政にとっては非常に重要になってくるかと思うんで、そしてその健康な状態を、健康寿命をもっと伸ばすような取組っていうものを引き続きお願いしたいと思います。

はい。以上です。

○委員長（池田忠史君）

今この関連で、1点だけちょっとお伺いします。

先ほどから稼働率の話で、69.5%は平均ですよ。先ほど御説明の中に低いところは低くてっていうお話もありまして、そういったところが今後まだ稼働率が上がらないことによって、撤退するというような考えはないというか、そういう心配はないんですかね。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

稼働率低いところも、低いけど、それがちょうどいいと言ってる事業所もあれば、低くてしんどいというふうなことをおっしゃってる事業所ももちろんありますけれども、撤退しないかって言われるとちょっと確約はできないですけれども、いろんな事業所さんのほうでも、中でいろいろ工夫を重ねながら、低いなりにずっと経営も続け

てこれたということがありますので、直ちに、今撤退されるかというところは、今のところは、お話としては出ておりません。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

直ちになくても、例えば照葉さんなんかは一時やめられましたよね。やめられて、最近数年前にまたさらに開始されてますよね。だからそれを聞くと何か本当に、ぎりぎりのとこでやってはるのかなと。人材の問題もあるかと思うんで、やはり何か豊能町とかでやるよりも都会でやるほうがやりやすいのか運営しやすいのか分からないですけど、やはりそういうぎりぎりのとこでやってるところとかもあるっばいんで、そこら辺は本当に撤退されないような、サービスが何が悪いのか、そしたらケアマネさんにどういう連携をしたらいいのか分からないですけど、そこら辺は本当に力を入れて、複数の中から選べるような形っていうのは常に行政の中で大事だと思ってるんで、よろしくお願いします。

○委員長（池田忠史君）

ほか。それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 50 号議案、令和 7 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）の件（関係部分の

み）を議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部の浅海です。

一般会計補正予算の関係部分のうち、まず歳出のほうから順次御説明をいたします。補正予算書の 14 ページをお開きください。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費、7. 障害者自立支援事業の 384 万 7,000 円です。

そのうちまず、12 の業務委託料、376 万円ですが、こちらは障害者自立支援給付審査支払システムの改修に係る費用でございます。

次に 22. 償還金の 8 万 7,000 円ですが、こちらは令和 6 年度障害者医療費国庫負担金の実績報告に伴う精算の償還金でございます。

次に 11. 障害児福祉事務事業、22 の償還金 292 万 8,000 円ですが、こちらは令和 6 年度障害児の入所給付費の国庫負担金の実績報告に伴う精算の償還金でございます。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

同じく 14 ページを御覧ください。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費、目 4. 育成室運営費、2. 留守家庭児童育成室管理事業のうち、業務委託料 112 万 7,000 円は、留守家庭児童育成室運営補助事業に係る業務委託料の増額補正分でございます。

前年度末の会計年度任用職員の退職に加え、利用児童数の増加や見守り体制の強化を図るに当たり、配置すべき職員に不足が生じたため、支援員を補助するための人員を業務委託により配置するものです。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

15 ページを御覧ください。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 2. 予防費の 3. 予防接種推進事業でございます。

こちらは、826 万 9,000 円でございますが、こちらは带状疱疹ワクチンの定期接種に係る費用を増額するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯亜希子君）

義務教育課の峯です。

補正予算書の 17 ページを御覧ください。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 2. 事務局費の 12. 保幼小中一貫教育推進事業、18. 補助金、豊能町立小中学校記念事業補助金でございますが、これは今年度に迎える東能勢小学校創立 150 周年及び東能勢中学校創立 78 周年の記念事業に対して、ふるさと寄附で納入された寄附金を財源として補助金として補正するものでございます。

なお、記念事業につきましては、10 月 26 日に「周年記念・未来祭」の開催を予定されています。

予算につきましては、豊能町立小中学校記念事業補助金が 54 万 4,000 円となります。

説明は以上となります。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

同じく事務局費の 13. 小中一貫校施設整備事業でございますが、総額で 1,040 万 4,000 円を補正するものでございます。

主な経費といたしましては、17. 機械器具費の 997 万 9,000 円。バスの購入費用を

計上させていただいております。

今回の補正でございますが、令和 8 年 4 月に開校します、とよの西学園に通学する児童の送迎用スクールバスの購入費用として、予算を計上しているものでございます。

なお予算につきましては、新車の購入費用として計上をさせていただいているところではございますが、発注から納車までに相当の期間を要することから、4 月の開校に間に合わせるため、年式が新しく走行距離の少ない、また、事故等の修復歴のない中古車を購入する予定でございます。

教育総務課は以上です。

歳出の説明につきましては以上です。

○委員長（池田忠史君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部の浅海です。

続きまして歳入に移らせていただきます。11 ページをお開きください。

款 15. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 2. 民生費国庫補助金、2. 障害者総合支援事業費国庫補助金の 187 万 9,000 円です。

こちらは先ほど歳出のほうで説明をいたしました、障害者自立支援給付システムの改修の業務委託料に充当される国庫補助金です。

説明は以上となります。

御審査の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

17 ページの小中一貫校整備事業なんですけども、このスクールバスの購入、運行費用についてはこの交付税の措置がありますけども、今回は活用しないのかどうか伺い

ます。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

スクールバスの購入に当たりましての財源のお話かと思うんですけども、購入につきましては、国のほうからですね一定の基準が示されてございます。

小学生で4キロ、中学生で6キロ以上、こういうバスを買う場合につきましては、財源措置がされるということでございますが、今回につきましてはその距離以上ってところの児童生徒は想定しておりませんので、購入についての補助はないと。

交付税措置につきましては運用をしていく上での経費につきまして、1台当たり約600万円の財源がございますので、その分につきましては、8年度運用のほうから交付税措置を充当していくというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

今回のスクールバスの対象児童を低学年ですけれども人数も含めて伺います。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

令和8年4月にスクールバスを利用される、今想定している児童数ということでございますが、今現在、新光風台地区にお住まいの児童、1年生・2年生、合計で24名を想定しているところでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

関連ですけど、先ほどの997万9,000円ということでこれ新車の価格として計上なんですけども、これから中古車を買うという予定の話は聞いたんですけども。事故とか修復のないものって聞いてきましたけれども例えばその走行距離とかね、あと購入仕様書につなぐところはきっちり書きはると思うんですけど。どういうところを想定して書けないものかどうかということもあるんですけどね。中古車であれば何でもええんかなということもありますけど、その辺はどんな形で考えたりしますか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回中古車を購入させていただきたいということで、まず一義的には新車の購入に一定の期間を要するということで、中古車という形で説明のほうさせていただいてるところです。

中古車を購入するに当たりましては、もう限りなく新車に近いというようなものを、ただ納期が4月に間に合うというこのメリットを生かして中古車というところを選んでおりますので、例えば走行距離でいきますと、バスというのは結構な距離を走ってございますので、普通車とは違いまして一定の距離があってもなかなか値段も高いものというのも当然ございますので、今こちらのほうで想定しておりますのは、大体5万から10万キロぐらいまでのもので、ただこれは今民間のほうの調査をかけた中で一定予算と実際の走行距離っていうのを見比べて、それぐらいの距離が妥当かなというところで今検討をさせていただいておりますので、入札を当然させていただくわけで

今回費用の増加ということでお聞きしたんですけど、当初の人数は何名分を予定していて、現在何名までできて、今回この補正をするという形のところをちょっと聞きたいんですけど。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

こちらの带状疱疹ワクチンの人数ですけども、なかなかこれは見込みを出すのが難しかったんですが、他市町村の事例では、接種率が3%のところもあれば、15%を超えるようなところもあって、豊能町の場合どうかというのが悩ましいところであったということになります。

豊能町で予防接種をするに当たって、自己負担が高額になると、どうしても接種率が落ちるということもありましたので、おおむね5.5%程度で予算を計上しております。

人数にしますと、生ワクチンと組み換えワクチン含めて、100名程度で、内訳は1対2ぐらいの割合かなというふうに想定しまして、生ワクチンは35人、組み換えワクチンは65人分を想定しました。

接種回数は組み換えワクチンのほうが倍になりますので、その場合の130回分ということで、当初は予算計上しております。

今後なんですけれども、かなり多くの方が接種されておりますので、今後の見込みとしましては、約740件、まず人数にしますと、生ワクチンがおおむね50名程度で組み換えワクチンが、700人程度を予定しております。これは実績を踏まえて、そのぐらいの人数を想定しております。

実績としましては、4月から6月までの実績になりますが、生ワクチンが80件、80回分で、組み換えワクチンが320回分が実績として上がっております。

○委員長（池田忠史君）

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

まずスクールバスに関してですけど、議会からの提言も出させていただいて、それを受けてなんで、すごいありがたいなあと、すごいありがとうございます。

まずお礼申し上げたいと思います。

ただね、いろんな場面で先ほどの課長もおっしゃられましたけど4キロ・6キロが出てくるんですよ。

ちなみにそれっていつの法律ですか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

おおむね4キロ・6キロという指定につきましてはこれ実は法律ではございませんでして、文科省が出してる基準のところ、おおむね小学校については4キロ、中学校については6キロと、このおおむねっていうところがちょっとどう読むかっていうところはあるんですけども、先ほど寺脇委員のほうからもありましたように例えば購入の補助金を使うにしても、やはりこの4キロ・6キロっていうところを基準として、補助を認める認めないというふうになってございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

その基準はいつ設定されたものですか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

申し訳ございません、文科省のほうがいっこの基準を定めたかってのはちょっと今

手持ちがございませんのですぐ調べさせて
いただきたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

当然導入に踏み切っていただいたのはす
ごい感謝なんですけど、一つ残念なのは、
僕は教育委員会のほうから、最初から示し
て欲しかったんです。

この4キロ・6キロここ数年の話じゃな
いと思うんですよ。かなり前から、じゃそ
の時の気温どうなんだ。ちなみに僕は子ど
もの頃はまだまだ40年も前ですけど、その
頃は30度超えたら暑いって言ったのが今
もう40度ですよ。豊能町の状況って言っ
たら、平たんなところがほとんどなくて、
こんな上ったり下ったりちょっと歩くだけ
でもしんどいようなところですよ。その状
況の4キロ・6キロなのかっていったら違
いますよね。その基準というものは、もし
たら、いや、本当に子どもたちのことを考
えてるんだったら、4キロは、越えはしな
いけど、今の気温のことであるとか、豊能
町の地理的なものを考えたら、やはりスク
ールバスは要るよねっていう話が出て欲し
かった。

その話はなかったんですか。

本当に。そこをちょっとお聞かせいただ
けますか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

このスクールバスの検討があったかどう
かというお話だと思うんですけども、当
初教育委員会のほうは、公共交通機関を利用
してですね、通学のほうにはそれを使う
ってというようなことを想定してございま
した。

当然スクールバスを出すっていう、当然
今気候がすごく高くなってきてて、豊能町
は市内とは違いまして、起伏が激しいとか
かってというような地理的な問題があるって
いうのも当然承知はしておりました。

その辺りでスクールバスを出すか出さな
いかってというようなところを委員会の中
で、どうするかっていうところを検討させ
ていただいた中で、初めは検討した結果は
公共交通機関で通うことっていうのが可能
ではないかというようなところで、進めて
いたわけですが、地域の学校の関係の方
であるとか、あるいは今議長おっしゃら
れたように議会のほうからの提言のほう
もいただきまして、また阪急バスのダイ
ヤのほうを改正をされたというようなそ
ういう複数の要素がありまして、今回委
員会のほうとしても、町長部局のほう
とですね、まちづくりの観点からも
というようなところで協議をさせて
いただきまして、最終的にスクール
バスを導入を検討というところで決定
はさせていただきました。

もうちょっと早い段階で、そういう検
討をどこまで掘り下げたのかっていう
のは確かに問題であったかなという
ふうには思っておりますが、これ
からこれで終わりではございませ
んので、今後も引き続き、それで
今は新光風台地区の1年生・2年
生を対象にということで、進め
させていただきたいと思ってい
ますが、またそれは引き続き検
討しながらですね、対応はして
いきたいというふうに思ってい
ます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そうですね、やはり我々はもう教育委員
会は本当に子どもたちのことを考
えて、先んじて他ではやってなく
ても豊能町は教育

の町なんだから、他ではやってない取組であって子どものことを考えたらこうなんだっていうことを先に示してもらいたいのがあるんですよ。

ぜひとも今池田課長おっしゃられましたように、スクールバスの問題でこれから多分出てきます、熊も歩いているようですし、それでもしかしたらいつかは一小一中って話も出てくるでしょうし、いろんな場面で検討することになるかと思えます。

このまま気温もどんどん上がればもう普通に低学年じゃなくてもうちちょっと、中学年3・4年生でもちょっとしんどいかなっていうところも出てくるでしょうから、やはりそれは子どもたちの状況であったり豊能町の地理的な状況いろんな状況を踏まえた上で、一番ベストの選択をまず先に示してもらいたい。そこら辺はすごいアンテナ張っててもらいたいと思うんですよ。そこら辺本当に教育の町だと思ってるんで、是非ともよろしくお願いします。

それであと、この質問のほうは、中古車の基準ってなかなかないんですよね。それ定めないと駄目なんじゃないですか。結局本来新車であったら行政は新車しか買わなかったかと思うんですけど、いろいろ納期の問題とか間に合わないっていうことで、渋々中古を受け入れざるをえない。

でも、ちょっと前のスマートシティであれば何故か基準がないから、16万キロでも普通に中古車購入も決められてる。でも、普通からすると、それ過走行じゃないのって思いがちだけどバスの業界ではそれほどでもなかったりとか、やはり車種によって中古のある程度の基準なりは目安がないと、感覚とかそれで今回はこのくらいでいきましょうとか、年式はこれくらいでいきましょうっていうのではなくて、やはりそこら辺の基準というものは決めていく必要があ

るんじゃないですか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

確かに中古車を購入するっていう例っていうのは、全国的に見てもなかなかないようなケースでございます。

ただ全くないかと言われますと、確かに中古車で入札をしているという市町村もございます。

議長おっしゃられるように、実は私どものほうも入札をさせていただきますので、基準をどういうふうに定めるのかっていう答えがなかなかない中で基準をつくっていかないといけないというところで、ただ、私どもとしましては、これはスクールバスでございますので、まず一番に考えないといけないのはやっぱり安全走行できる車と、そこでどういう基準を設けるかというところに尽きるかなというふうに考えておりますので、単に走行距離が例えば、あまり走っていないから安全かと言われると、それを担保するものってのはどこにあるのっていう話にもなりますので、その辺りはしっかり考えて、仕様のほうを固めて入札のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

ちなみに新車だと納期はどれぐらいなんですか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

私どものほうでディーラーのほう、数社ちょっと確認をさせていただきました。

今現在の状況ですぐに発注をかけたとしても、早くても来年の9月までには入りま
すかっていう話なんですけど、9月も約束
できないという、すぐにかけてもっていう
ところですよ。

ですのでそこが例えば確実に入るとい
うようなお話があればですね、また考え方も
変わったんですけども、どこのメーカー
に聞いても、今、例えばもう製造してい
ないとかいうような事情もあって、実際今製
造してる業者っていうのは実は1社だけ
が新車をつくってるっていうような状況で、
その1社でもやはり来年の9月っていう
のでも約束はできない。

現時点で9月ぐらいなら何とかかなあ、
やけど、担保は取れませんというようなお
答えをいただいております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

なおさら早い計画が必要ですよね。

最初のほうで先に計画をした上でじゃ
ないとドタバタだとかこういう状況になる
じゃないですか。

新車がもうちょっと早くなるんだ
ったらそれまでレンタルでもして、新車
のほうがいいのかなというふうにも考
えたんですけど。なかなかそれでも難
しいということであれば仕方ないの
かなと。それで、最近普通に乗用車
を新車で買うにしても、納期がす
ごい1年、2年待ちってのはざらに、
今の車ってもう半導体とかいろんな
コンピューター入ってるんで、ち
ょっと何か世界で起こると、すぐあ
つという間に納期延びてしまうん
ですよ。

ですから本当に、この前もっての計
画っていうのが非常に大事かと思
うんで、それは今後よろしくお願
いいたします。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

先ほど文科省の方の小学校中学校
のおおむね4キロ・6キロのいつ
この分が決まったかというお話で
ございますが、基礎となっております
のは、義務教育諸学校等の施設費
の国庫負担等に関する法律施行令
の第4条の方で、小学校にあつて
はおおむね4キロで中学校には
6キロという定めがございます。
これが今現在も有効な施行令とい
うことで、この分を参考にさせて
いただいております。

○委員長（池田忠史君）

何年ですか。

○教育総務課長（池田拓也君）

すいません。

この施行令でございますが、昭和
33年の政令第189号ございま
す。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

ほら僕も生まれてないじゃない
ですか。ねえ、気温も低かっただ
ろうし、ちょっとぐらいで、子
どものころでもが東ときわ台に
いたんで、光風台小学校まで歩
いてきたんで、最終バスって言
ったら歩けばいいじゃんとい
うぐらい思ったんですけど今
の状況が全然違いますよね。

そしたらもう、その4キロ・6
キロは本当に忘れるぐらいじゃ
ないと、これから何か施策をつ
くっていくに当たってですね、
4キロ・6キロに縛られてたら、
もうミスリードしか起きない
ですよ。

ですから、そこら辺はもう忘
れてそれからもう文科省のほう
にも今と合っていないから基
準もうちょっと緩和してよつ
ていうのを地域と連携してそ
ういう発信をしてもらうとか、
何かもうそこはもう、次から
なかな

かそういう機会ってないかもしれませんが、もう既存の他の条例もそうですけど既存の縛りっていうものは、それを重要視するときと、もしかしたら無視したほうがいいっていうときが出てくるかと思うんでね。

それからは教育委員会に限らず全部署でそこら辺の対応はよろしくをお願いします。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

先ほど、この法律の施行令、昭和 33 年ということでお伝えさせていただいたんですが、国の方、文科省の方で、平成 27 年にこの距離の妥当性というかどうかというところの見直しというか、検討をされております。

その検討の中でも、ここの 4 キロ・6 キロについて、例えばこの異常気象であるから、その距離が長いとか、短いから変えるというようなことはなくですね、この 4 キロ・6 キロが妥当であるというようなところでお示しはされていると。ただ議長おっしゃられるように、今御指摘いただいたような内容というのは、こちらのほうでも引き続き検討しながら対応はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

ほかに。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

14 ページの学童保育、留守家庭児童育成室の件ですけども、これは今 3 箇所あるんですよ。

確認をいたしますが、そこで指導員さんがどの箇所、必要になってきているのかという話なんですけど、その辺もちょっと詳しく聞かせていただけますか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

現在、留守家庭育成数は町内に 4 箇所ございます。

この支援員の補助ですけれども、4 箇所ともに入っている状況でございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

ここに依頼されるのはどこに業務委託されていくことになるのか、ちゃんと人員確保できることが明確なのかその点ちょっとお聞きいたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

現在はシルバー人材センターに委託しております。

できるだけ前月中に必要な人員というのは情報を送りまして、人材センターの方でも人を配置していただいているという状況でございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これちょっと確認ですけれども、支援員の方は、免許がなくても、どなたでもできるという、そういうことですよ。

確認です。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この委託業務に関しては支援員ではなくて、支援員の補助として入っていただく予定をしております。

○委員長（池田忠史君）

支援員は資格が要るのかからないのか。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

支援員に関しては、大阪府が実施します、大阪府あるいは他の都道府県が実施します、認定資格員の研修を受講した者ということで決められております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

人材確保できるというふうな見通しはあるということをございましょうか、それ確認いたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回業務委託する補助の支援員に関しての人材確保はできると考えております。

○委員長（池田忠史君）

いいですか。

はい。永谷委員。

○委員（永並 啓君）

関連ですけど、それこれ業務委託料 112 万 7,000 円ですけど、補助支援員さんの何名分を考えてるんですか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回の積算根拠ですけれども、派遣単価 1,315 円掛ける 857 時間分ということでございますが、時間と日数に換算しますと、おおむね 2.5 時間掛ける 3 人掛ける 114 日分ということで計算をしております。

○委員長（池田忠史君）

もう 1 回ちょっともうゆっくり。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。1 日当たり 2.5 時間掛ける 3 人の 114 日分でございます。

○委員長（池田忠史君）

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

1 点だけ。このシルバーに委託した場合、こちらとしてはそのチェックはどういうようなチェックをされますか。

要は、ちゃんともう資格を持ってるからもうお任せになるのか資格を持ってても町は委託者ですから、こういうところはちゃんと提供できてますねとか問題点はどこですとかそういうのは、シルバーさんに対して支援員さんに対して、何かされるんですか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

委託によって派遣される方っていうのは日々変わる場合がございます。

現場の会計年度任用職員から仕事ぶりはどうであったかというところの報告は受けております。

一方、シルバー人材センターの職員からですね、問題なかったかどうかということとは随時聞き取りをしているというところでございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

支援員が必要になったということで、育成室ですね、これ人数が増えてきているということでこういうふうな状態として上がってきていると思うんですが、実際 4 箇所で何人ぐらいの方がいらっしゃるのか、それをお聞きいたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

ただいまの質問は、子どもの数ということでよろしいでしょうか。

はい。令和7年4月1日現在で、東のせ育成室が22人、光風台育成室43人、東ときわ台育成室36人、吉川育成室が26人の合計127人でございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

来年度からは、これ変わっていくと思うんですけども、箇所としてはやはり場所は縮小というか、変わるということになるんでしょうかね。令和8年度については。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

まず東地区につきましては、現在の育成室の場所とよの東留守家庭児童育成室を開室いたします。

西地区に関しましては、三つの育成室を一つに再編いたしまして、とよの西学園内にとよの西留守家庭児童育成室を開設する予定をしております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

大変、人数が増えてくるような状況ですが、しっかりと広さも確保されるような、設定が組まれてるということでよろしいでしょうか。

今度の育成室のね、東のほうは現状でいけるかもしれませんが、西地域は3箇所が1箇所になるということで、十分皆さんが育成室としての何ていうか、できるようなことになるのか、その辺の広さの確保とか、その辺はちゃんとできてるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

現状の想定では利用者に相当する面積は確保していると考えております。

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって第50号議案は原案のとおり可決されました。

では、暫時休憩いたします。

再開は11時20分とします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○委員長（池田忠史君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に第51号議案、令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

第51号議案、令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町介護保険特別会計事業

勘定補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」によるものでございます。

4ページを御覧ください。

第1表、債務負担行為補正（追加）に記載のとおり、地域包括支援センター運営業務委託事業につきまして、業務委託料に係る債務負担行為の追加を行うものでございます。

これは地域包括支援センターの運営業務を委託するに当たり、契約期間を通して業務委託料の予算が必要となるため、債務負担行為を補正するものです。

開設準備等がありますので、契約は令和7年度中に行い、事業の実施は令和8年度から13年度の6年間で想定しております。

事業開始初年度の令和8年度のみ開設準備費用相当分を加算し委託料額を設定しております。

受託事業者におきましては、本町が支払う委託料と、業務の一つであるケアマネジメントに係る介護報酬の収入により事業を運営していただくこととなります。

また、この事業は介護保険の地域支援事業として実施しますので、国・府の交付金及び第1号被保険者の保険料を介護保険法に定める割合により充当し、残りを町が負担することとなります。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

今回業務委託することに至った要因について伺います。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

本町の高齢化等の状況を踏まえまして、専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう業務量と役割に応じた適切な人員体制の確保が急務になっておりました。

休日夜間等の対応も含め、ノウハウの豊富な社会福祉法人等、民間の事業者に運営を委ね、町との連携を図りながら連携強化を図りたいと考えまして、委託を進めているところでございます。

○委員長（池田忠史君）

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

今後の高齢化率の推移について伺います。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

令和6年3月に策定しております介護保険事業計画にお示ししている内容でお答えさせていただきたいと思っております。

ポイントとなる年度でちょっとお伝えしたいと思っております。

まず、令和12年度、これは2030年、こちらが高齢化率が、53.7%と予測しております。またその10年後2040年、令和22年度、こちらが、59.9%。またその10年後になります。2050年になりますと、高齢化率は65.3%というふうに、想定をしております。

○委員長（池田忠史君）

寺脇副委員長。

○副委員長（寺脇直子君）

2050年65.3%の高齢化率ということで今お答えいただいたようにどんどん10年ごとに高齢化率が上がっていく一方ということ

で、今回業務委託するということですが、この人員体制含めてですね、休日とか夜間とか、そういうところが非常にこれから高齢化率も、非常に高くなっていくということで、そういうことも見据えての業務委託ということでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

委員おっしゃるとおり、現在の体制でこの高齢化率に対応していくというのは非常に難しいというふうに考えております。

民間事業者のノウハウも、かなり蓄積されてきておまして、人員体制については民間も大変なのは、同様なんですけれども、まだいろんな事業体を複数展開している法人さんもございますので、そういったところで柔軟な人員体制が確保できるのではないかとこのところで期待をしております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

先ほど説明で要因は適切な人員確保が必要であるということだというお話聞きました、少子高齢化でここだけじゃなくていろんな市町村、全国であると思うんですけど、この運營業務を民間委託するというのはこれ私、国のほうから何か指針なり推奨なりあったのかなという、そういう疑問が持っているんですけどその辺のところはどうなんでしょう。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

この地域包括支援センターの運営につきましては、開始されましたのが平成 18 年度からとなっております。

その当時、この地域包括支援センターの運営については、どちらかというと委託を前提としたような仕組みで展開というのが示されておりました。

もちろん直営も可能でございますので、どちらでも、直営でも委託でもってというような内容で、それぞれの方策、方法が示されておまして、豊能町におきましては、その当時、直営を選択したというところがございますが、多くの自治体においては、委託をするというところがかかなり多かったというふうに聞いております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

国からは直営なり委託なりという話聞いたんですけど、現状、全国、市区町村の中の直営と委託の割合っていうのはもし分かったら教えてください。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

申し訳ありません。ちょっと正確な数字というのがちょっと今手元にはございませんが、委託がかかなり多いというところで、あと比較的小規模な市町村において直営を実施してるという、ところですが、最近はその中でも委託へ転換していくところが複数この数年の間に出てきております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

それでは狭めまして、北摂 7 市 3 町並びに府内の状況ですね、もしその資料があればよろしくお願ひします。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

申し訳ありません。7市3町の状況ということなのですが、その前のすいません全国的な比率の資料に基づいてちょっと御案内したいと思います。

令和6年4月末現在で、委託が80%、直営が20%ということになっております。

ちょっと7市3町は今ちょっと正確にないんですけども、ほぼ委託をとっておられるというふうに認識しております。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

ちょっと補完して御説明申し上げます。

7市3町につきましては、まず町で言いますと、島本につきましては、1箇所ですべて委託してございます。能勢町につきましては直営でやってございます。ほかの7市につきましては、全部委託してる場所もございまして、1箇所だけ直営を残してほかを委託している市も見受けられます。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永並 啓君）

府内の状況分かりませんか、今ここではね。

はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

すいません。委託してそれをどういうふうにチェック体制というか、それはどういうふうに考えておられますか。また最初から委託を選ばれてるところは、チェックはどうしてるのかなってところはちょっと思ったんですけど。

そこを教えてください。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

まずチェック体制につきましては、定例的な連携会議をまず持つということを毎月か隔月かぐらい、少なくとも隔月では、その会議を持ちたいと思っております。

またそのほかにも随時連携、連絡を取り合う体制はつくっていきたく思いますので、まず日々の状況は把握しながらやるということを考えております。

評価につきましては、地域包括支援センター運営協議会というのがございまして、これを毎年、事業の内容を報告しまして、委員のほうに御確認いただくということを考えております。

以上です。

○委員（永谷幸弘君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

委託とは違う第三者的な組織をつくる、あるということでもいいですか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。現在、すでにある運営協議会でございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

介護保険でそんなにもう始まって何十年経つものでもなく、民間事業者も同じようにスタートをして、その同じ期間一緒にされてきたのかなと思うんですけど、やはりそれだけノウハウ蓄積量は違うものなんですか。

公でやるのと、民間でやるのというところ

ろが、何がそんなに変わるのかなっていうところが素朴な疑問であるんですけど。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

まず民間事業者は事業そのものを展開しておりますので、被保険者の方に日々接しながら、現場の状況を把握して、事業を展開されています。

町のほうはどちらかというとその制度の把握をして、それに沿って事業が行われているかというのを見ていくような立場かと思っておりますので、少し豊能町などでかなり利用者さんとも距離が近いといえども、やはり距離感っていう意味では、現場で動いておられる事業所でのノウハウというのは、貴重なものかなというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

となると多くの委託を受けてるところは実際にデイサービスをしてたりっていうところが受けてるっていうところが多いっていうことですかね。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

委員おっしゃるとおりデイサービスも事業の一つですけれども、そのほかにもケアマネジメント事業で相談業務、日々展開されておりますので、そういったことも含めてのノウハウというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

すいません。議員総会資料の中で今後の

予定なんですけど、令和7年11月、12月にかけて事業者選考委員会ってあります。

私の聞きたいことはこの包括支援事業です、どういった事業者に委託するのか、どういった事業を選考するのか、その点について伺います。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

やはり事業者の選考につきましては、公平性、中立性をもって、サービスを提供していただける事業者、これがまず大前提でございます。

その中でも、やはり豊能町の実情をよく把握していただいているかどうかとか、あとは夜間休日の対応について、どのような連携体制をとっていただけるかと、そういったこともポイントの一つになるかというふうに思っております。

○委員（永谷幸弘君）

永谷委員。

業者さんが参加するんですけど、例えば社会福祉法人という、そういう名称がございますけれどもそれ以外ですね、これに参加できる可能な事業者さん、どういうものがあるのか、この点について伺います。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

社会福祉法人ももちろんですけども、あと、医療法人ですとか、そういった別の形の事業者も想定しております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

医療法人も分かるんですけどそのほか何かないんですか。この二つですか、医療法

人と社会福祉法人だけですか。

もし分かればお願いします。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

いわゆる福祉全般に関わっておられる法人がその対象になると思うんですが、私どもで現状として承ってますのは、社会福祉法人と医療福祉法人、大体これがもうおおむね、その中でも社会福祉法人がほぼ全部に近いと思ってございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほか、ございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件はすべて終了いたしました。

続きまして、そのほかについて委員間討議を行う事項は何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

はい、以上で本委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対しまして、慎重に御審査賜りまして、また適切に御決定を賜りまして誠にありがとうございます。

いただきました御意見、特にですね、子どもたちをですね、どういうふう地域で育てていくのかというようなところですね先ほども申しましたけども、そんなような御意見をたくさんいただいたと思っております。

いろいろな意見をですね、いただきました。それらの意見につきましてもですねしっかりと配慮をさせていただきながら、注意を払ってまいりたいと考えてございますので、引き続きのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長（池田忠史君）

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前11時42分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長